

姫路市一般廃棄物処理基本計画の見直しについて

1 計画見直しの趣旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定により、市はその区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めることが義務付けられています。

本市においても姫路市一般廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」という。）を定めていますが、基本計画は、策定から概ね5年毎に計画の見直しを行うこととしており、平成30年(2018年)3月に策定された現行の基本計画は、令和4年度で計画策定後5年目となるため、計画の見直しを行います。

今回の見直しでは、「①一般廃棄物に係る諸施策の確認・見直し」、「②廃棄物の減量及び再生利用の推進に関する確認・見直し」を中心に当初の基本計画の進捗状況を確認、検証しながら、施策等について検討します。

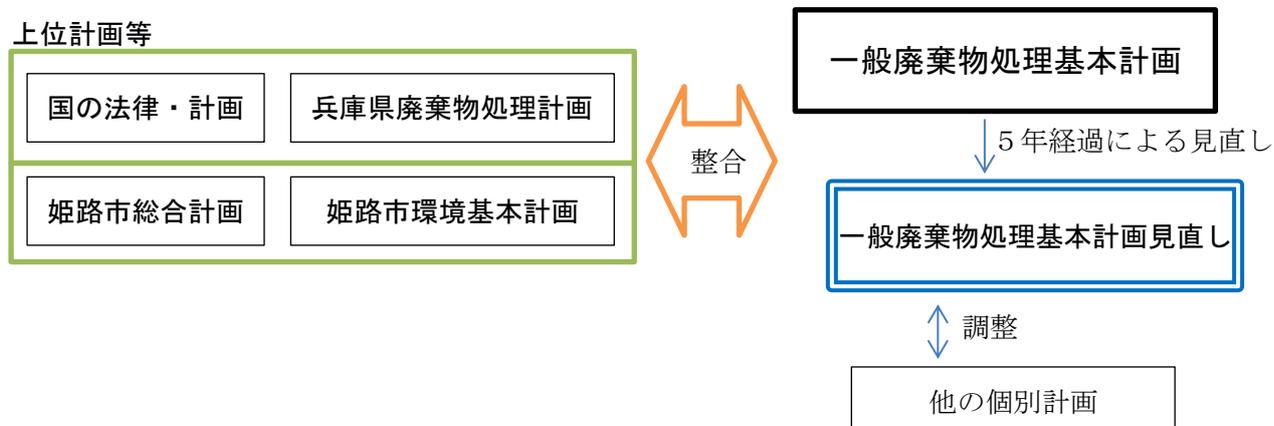
2 計画の位置づけ

姫路市の最上位計画である総合計画「ふるさと・ひめじプラン 2030」が令和3年（2021年）3月に策定され、目指すべき都市像として「ともに生き ともに輝く にぎわい交流拠点都市姫路」を掲げています。

また、姫路市環境基本計画は、「他の計画の策定及び施策の実施に際し、環境面において整合が図られるべきもの」としての役割を担っており、令和3年（2021年）3月で新たな環境基本計画が策定されました。

このたび見直しする基本計画については、当初の基本計画策定以降に新たに策定された姫路市総合計画や姫路市環境基本計画を上位計画として位置づけるとともに、本市における諸施策との整合を図るものとします。

また、国の法律・計画や兵庫県が策定している「兵庫県廃棄物処理計画」等との整合を図るものとします。

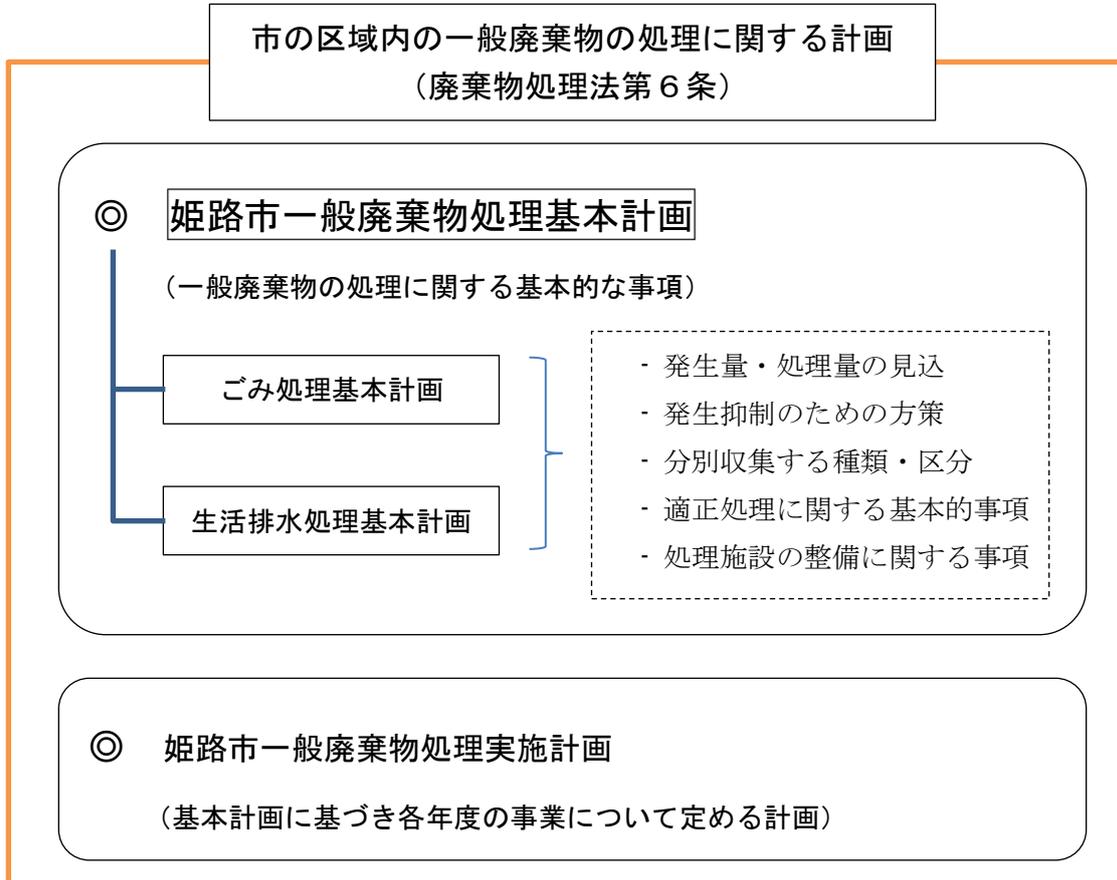


3 計画の概要

(1) 計画の構成

廃棄物処理法に基づき市に策定が義務付けられている一般廃棄物の処理に関する計画は、基本的な事項について定める「基本計画」と、基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める「実施計画」により構成されます。

【計画の構成】



(2) 計画の期間

現行の基本計画では、令和14年度を目標年度、平成30年度から令和9年度までの10年間を計画期間としており、令和4年度に基本計画策定後5年が経過することから、見直しを行うこととし、計画期間は令和9年度までの5年間とします。

【計画期間】



4 計画見直しの視点

基本的には現行の基本計画を踏襲することとし、基本計画の方向性（基本理念や基本方針）や施策等と上位計画等との整合性を図るとともに、基本計画で定めた減量目標等と現状のごみ量等を整理し、目標の達成状況等から新たな施策の検討や施策の見直しを行います。

(1) 姫路の特色を活かした計画づくり

姫路の地域特性のほか、市民・事業者へのアンケートを通じて、本市をとりまく状況を十分に踏まえた計画づくりを目指します。

(2) わかりやすい計画づくり

施策目標の数値化や図表化、あるいは平易な語句を用いることによって、市民・事業者に分かりやすい計画を目指します。

(3) 目標の達成度に応じた施策等の見直し

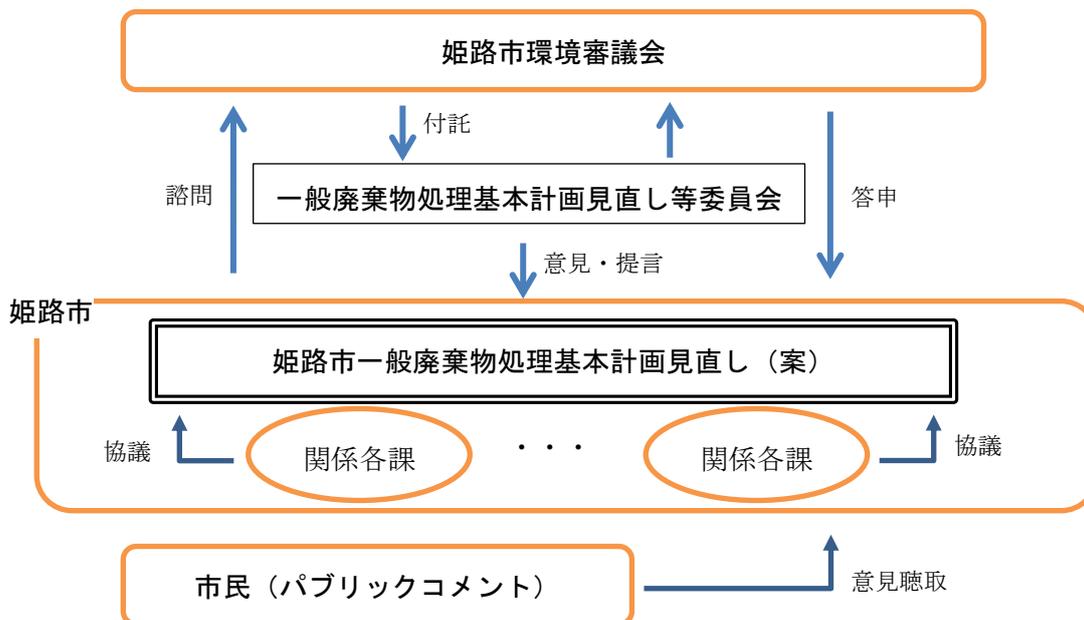
平成29年度に策定した基本計画において定めた減量目標に対する現状を評価して、施策の見直し等を行い、目標達成を目指します。

(4) 実効性のある計画づくり

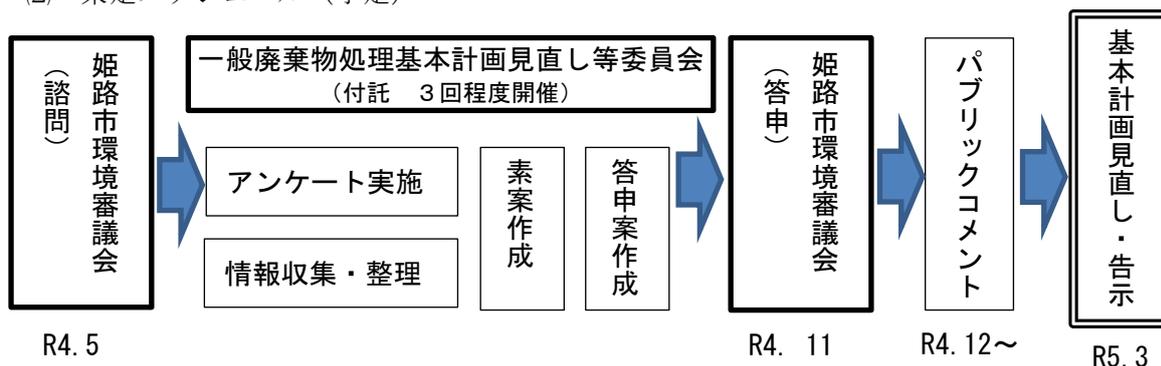
目標達成に向けた着実な取組みが行えるよう、実効性のある計画の見直しを目指します。

5 見直しに係る組織体制・スケジュール

(1) 組織体制



(2) 策定スケジュール（予定）



6 一般廃棄物処理基本計画見直しのイメージ（案）

I. 序論

計画見直しの位置づけ（上位計画との関係）、計画期間などを定めます。

II. 姫路市の特性

姫路市の自然特性や、人口、世帯数、産業の集積状況等の社会特性をまとめます。

III. ごみ処理基本計画

1. 本市をとりまく現状と課題

- ・国や県、類似都市の動向などを整理します。
- ・本市のごみ処理に関するこれまでの取組みと現状及び減量目標に対する進捗状況などを整理します。
- ・アンケート結果をもとに、ごみ減量（特にプラスチック製品や食品ロス）等に関する市民・事業者の意識を整理します。
- ・上記をもとに、基本計画において定めた減量目標に向けての施策等を見直し、現状において不足している施策等を検討します。

2. 将来の姫路市（循環型社会の形成を目指して）

- ・基本理念（目指す都市像）
- ・基本方針
- ・基本的な考え方
現行基本計画を踏襲します。
- ・基本理念（目指す都市像）の実現に向けた施策
基本計画において定めた施策の実施状況や効果などを整理し、減量目標に対する達成同等を踏まえて、進めている施策・事業を必要に応じて見直します。

3. 計画推進に向けて

市民・事業者・行政それぞれの役割など、計画を推進する体制と、数値的な指標、計画の進行管理について定めます。

IV. 生活排水処理基本計画

生活排水処理に関して、以下の事項について定めます。

1. 生活排水処理の現状と課題
2. 将来の見通し
3. 基本方針
4. 基本方針を踏まえた施策